

静岡県告示第616号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
弁護士法人ライズ総合法律事務所	東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

2 委託した歳入

- (1) 静岡県高等学校等教育奨学金返還金
- (2) 静岡県高等学校等定時制課程及び通信制課程修学資金返還金
- (3) 静岡県高等学校等奨学金返還金
- (4) 上記(1)～(3)を延滞した際の利息

3 指定公金事務取扱者を指定した日及び事務の委託日

令和7年8月22日